

泉州国賠つうしん 10

検察は「マル特」提出を頑なに拒み、むしろ居直るの巻



Félix Vallotton, *Le Coup de Vent*, 1894

●もう四四年間も獄中に入れられている泉水さんの状態は、あきらかに違憲・違法状態なんや。獄中生活の態度もいいし、そろそろ仮釈放してもいいだろ——と、浦寛美岐阜刑務所長（当時）は、刑の順変を検察に申請してたんや。仮釈放をするかしないかの判断権は現場の刑務所長にあるはずや。●しかし検察は申請を却下。それは「この無期囚は絶対に仮釈放してはならない」という検察内の「マル特」リストに泉水さんの名まえが載つてあるかららしい。」の「マル特」リストを明らかにして、泉水さんの順変を検察官に「義務付ける」というのが、この裁判。「これに勝たなければ泉水さんは婆娑に出る」とができるないんや。●第五回期日は三月一三日に予定されてるけど、国側の出方によつてはまたしても変更の可能性あり。傍聴に来る人は前日必ず電話で確認を。（☎ 0568・61・5850）●一方、交通権回復のための共同訴訟・控訴審の第一回は、三月一六日（木）一時半からです。一〇〇四号法廷。これ一回で「結審」かも。傍聴人、来れ!!（風）

「順変」義務付け請求訴訟 2017.2.20

第四回口頭弁論期日報告

高野浩一

らが迫つたのに対し、被告側が「」の裁判に関係ないなどと言い、膠着していました。

そして、国側は一月二〇日付で、マル特リストを出さない理由を示し、改めて原告側はその反論書を準備書面（2）として出したのです。

一〇一七年二月二〇日（月）午後一時十五分、名古屋地裁一一〇二号法廷にて、泉水さんの順変を求める義務付け訴訟の第四回口頭弁論が開かれました。

簡単に報告しますが、まず、おさらいから——

一、泉水さんはもともと、刑事事件による無期刑があり、ダッカ事件の後、フリーピンで拘束され旅券法違反の二年という有期刑をあわせ持っています。

その後も、一貫して無期刑が執行中であり、現状のままでは有期刑の二年を消化できません。

刑の執行順序を変更する」ことを順変といいます。

二、刑の執行を指揮できるのは検察官です。

なんとなく意外な気もしますが、裁判所（司法）は、あくまで刑の量を決めるだけで、その執行は行政行為にあたり、指揮するのは検察官となるわけです。

三、二〇一〇年七月、岐阜刑務所長が泉水さんの順変を東京高等検察所に申請しましたが、一週間後、けんもほろろに却下されました。

四、泉水さんの順変が認められないのは、検察内の通達として出されている一種の「マル特リスト」（通称「マル特」）があるからではないか？

刑の執行を行なう権限は検察官にあるとしても、マルリストに基づいて泉水さんが不利な扱いをされていることすれば、それは違法といえる。

五、そこで、義務付け請求訴訟では、その違法性を訴え、検察官に順変を実施させよう（これが「義務付け」という意味）という狙いです。

前回までのやりとりでは、右記マル特リストの開示をこち

さて、マル特リストをめぐる攻防はどのようなものでしょか？ 一月二〇日付、国側書面は非常に読みにくいものですが、報告会での解説を参考にポイントをまとめてみます。

①この裁判は、順変をしなかつたかどうかが問題で、その検察官の行為について合法・違法を判断すれば済む話だ。マル特リストはあくまで検察のなかの通達文書であり、考慮する必要はない。

②公務上の秘密文書にあたるので開示する必要はない。

③したがつて万が一、開示すると公共の利益を害し、公務の遂行に支障をきたす。

」のような主張です。

一方、安田好弘・山下幸夫両弁護士が提出した準備書面（2）では、国側の主張に再度反論し、

①に関しては、検察官が順変をしなかつたこと（不作為は、マル特リストに基づいて判断されている）ことが推定され、そのリストそのものが違法である。

②、③に関しては、そもそも通達文書そのものが、憲法14条（法の下の平等）などに違反している。

また、すでに通達文書の存在と内容は一部新聞でも報道されている。いまさら公務員秘密保護文書としてあつかう必要が失われている、と指摘します。

さらに今回、文書の全ての開示ではなく、墨塗りにして泉水さんに関する部分の開示でもかまわない、と戦略的に譲歩



無期懲役刑の性質について——原告準備書面(2)より

「無期刑=終身刑」という、被告側の主張に対する反論部分です。簡単ではないかもしれないけれど、ちょっと読んでみて。(ふう)

2 無期懲役刑の性質について

(1) 確かに、無期懲役刑（刑法12条1項）は、一般に「終身の懲役刑」と解されている。

しかし、無期懲役刑は、10年を経過すれば仮釈放が認められているのであり（刑法28条）、しかも、刑事施設の長は、仮釈放の期間が経過したときは地方更生保護委員会にそのことを報告する義務を負っており、さらに法務省令で定める仮釈放基準に該当していると認める場合は同委員会に仮釈放を許すべき旨の申し出を義務付けられていること（更生保護法35条、1、2項）、また地方更生保護委員会は、刑事施設の長の申出がなくても自ら仮釈放の審査を開始できること（同35条、1項）、これに加えて、被収容者は地方更生保護委員会の処分に対して行政不服審査請求をすることが認められていること（同93条）等からすれば、仮釈放は、権利として認められていると言っても決して過言ではない。

以上のとおり、無期懲役刑は、絶対的な終身刑ではないのである（前田雅英編集代表『条解刑法〔第3版〕』〔弘文堂、2013年〕26頁）から、無期懲役刑が絶対的な終身刑であることを前提とする被告の…略…はいずれも失当である。

(2) ところで、本件は、刑事訴訟法474条但書は、2つ以上の刑の執行について、その執行順序変更（以下「順変」という。）の権限を検察官に与えて、仮釈放審査を受ける資格を取得できるようにするために運用されることが期待されている。

ところが、原告については、刑の順変がなされていないために、無期懲役を44年以上

にわたって受刑しているながら、1度も仮釈放審査を受けることができない状態に置かれているのである。

法務省は、保護局長名で、平成21年3月6日付で「無期刑受刑者に係る仮釈放審理に関する事務の運用について（通達）」（甲4）を発して、地方更生保護委員会は、無期刑受刑者について、刑の執行が開始された日から30年が経過したときは、その経過した日から1年以内に、仮釈放審理を開始するものとし、その結果仮釈放を許す旨の決定がされなかった無期刑受刑者について、その者に係る最後の仮釈放審理の終結の日から10年が経過したときは、その経過した日から1年以内に仮釈放審理を開始するとの運用を開始するとしている。

しかし、原告は、そもそも仮釈放審査を受ける資格を有しないことから、仮釈放審査が全く受けられないのである。…略…

(3) そして、本件において、検察官である東京高等検察庁検事長が、原告について刑の順変をしないのは、最高検察庁の次長検事堀口勝正名で、平成10年6月18日付で、全国の検事長、検事正宛てに発出された「特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見をより適正にする方策について（依命通達）」（以下「本件通達」という。）に基づいて原告が、いわゆる「マル特」指定を受けているからと考えられるのである。

そうであるならば、原告が、本件通達に基づいて「マル特」指定を受けているか否かは、本件訴訟において重要な争点であるはずであり、本件通達が、原告の刑の順変に関係がないことが立証されない限り、本件訴訟における重要な争点とされなければならない。

した主张をしました。これは裁判所が被告に対し、通達文書の提出を命令しやすくするという狙いがあります。ところで、①に関して、一見奇妙な文章で、私も最初分かりにくかったです。ふうさんも「わけが分からん」と言つていました。これはどうやら、被告側の居直り、裁判所に対する脅迫のようにも解釈できるようです。

つまり、行政が行なったことに関しても、司法は判断すれば良いのであって、どのような内部事情に基づいて行つたかは表沙汰にする気はない、という意思です。

しかも義務付け請求訴訟で被告側が負けた事例はあまりないので、向こうにすると「勝てるだろう裁判で、手の内の切り札（マル特リスト）を開示する必要はない。裁判長、まさか私たちの行為が違法だとは判断しないだろうね？」といったところでしょうか。

私たちは小中学校で三権分立という言葉を学びました。しかし、実際には行政の力が突出していることを大人になつて知ります。司法判断は、おうおうにして行政の追認になつているようです。

そう考えると、福井地裁の大飯原発運転差し止め判決や、岐阜地裁での泉水さんとの交通権訴訟の一部勝訴は、司法がガツツを見せたんだなあ、と改めて感じられます。

この義務付け請求訴訟での勝利がないかぎり、泉水さんの仮釈放は永遠にあり得ません。なんとか勝てるよう、是非みなさんのお力添えをお願いしたいと切に願っています。

また、前号の口頭弁論の報告文で富田琴太郎くんが触れていました。1回目でそのまま結審の可能性も十分あります。ぜひこの機会に、傍聴をお願いいたします。

● 今後の裁判の日程――

● 交通権回復のための共同訴訟・控訴審 第1回口頭弁論
2017年3月16日（木）午前11時30分
名古屋高等裁判所 1004号法廷

原告、被告とも事前に文書を提出し、争点はかなり煮詰まっています。1回目でそのまま結審の可能性もあります。ぜひこの機会に、傍聴をお願いします。

いた「無期刑＝実質的な終身刑」という被告側の主張にも反論を加えています。ここも非常に興味深い内容なのですが、長くなりましたがこの報告では省略させてもらいます。次の展開としては、裁判所がマル特文書提出の命令を下すかどうか？がポイントになります。

もし命令がなされなければ、私たちとしては抗告という不服申立てを行ないます。

抗告は高等裁判所に対して行なうのですが、その間一時、地裁での口頭弁論は延期になる可能性があります。仮に提出命令がなされたとしても、今度は被告側が反対に抗告を行なうでしょう。次回期日ですが、状況はこのように流動的ですので、ご注意をお願いします。

● 「順変」義務付け請求訴訟 第5回口頭弁論
2017年3月23日（木）午前11時15分
名古屋地方裁判所 1102号法廷

文書提出命令に関する裁判所の判断がいつ示されるかにより延期の可能性があります。傍聴にお越しの際は、口頭弁論が実施されるかどうか、必ず、関係者に確認してください。



獄窓から

泉水 博

● 一月二九日(日)

舟橋さん、お変わりありませんか。

この処の冷え込みの厳しさに体調を崩すこともなく、ご家族の皆様共々お元気でお過ごしのことと存じます。お便り大変遅くなり申し訳ありません。

すでにご存じますが、ご心配をおかけ致しました。

私の懲罰、15日の閉居罰は昨年末28日～30日、そして、新年の4日～15日に無事に終わり、16日(月)朝、解罰を告知され、続けて第五工場(印刷工場)にその日に出役となりました。

印刷工場とはいえ、現在は、総員で38名で、約半数の者が軽作業に就業、学用品関連の仕事にたずさわっております。印刷の作業がない(受注)状況です。私もその軽作業の一部に加わって就業しています。

居室は第一棟の雑居棟は変わらず、3階の北側14室に3人で入っています。

比較的に、穏やかに明けた新春でしたが、懲罰の後半3日の冷え込みは、流石、大分堪えました。それに続く冷え込み、また同室者の風邪がうつり、懲罰15日の坐りが堪えたようで、痔核が悪化、ダウンし、先週の25日(水)に休養となつてしましました。その日午後から懲罰時入った第四棟1階14室で休養しています。

病室がインフルエンザ患者の疑いで多く収容されている様で、私は年齢の故もあって、出来るだけ近づけない方がとの医務課の配慮があつてのことと伺っています。

今日(29日・日曜日)は、風邪の方も大分楽になり、痔の方も外科医(現在当所では常駐医がない状況)が一昨日診療、その当面の対処法についてのアドバイスを受けましたが、現状これも私の年齢の故もあって手術という訳にはいかない様で、医務課としての意向を伺いたい次第。

要は痛みは自分持ちでダマシダマシして自分でうまくコントロールする以外仕方ないという訳です。従つて、明日多分出役となると思います。

それでも心配した喘息に影響しなかつたので良かつたと思っています。幸いに、今冬はこれまで喘息がでないので、その分助かつてます。この2、3日の陽気が続くと助かりますが、それは甘いでしょうね。

とにかく、また一からの出直しといったところです。頑張ります。ご心配ばかりをおかけし、本当に済みません。深くお詫び申し上げます。

現在、優遇区分は四類で、今回の懲罰で4月からの降類(五類)は免れません。1年間で三類に戻れる様確りと取り組んでまいります。五類になりますと、面会制限(2回)は四類と変わりませんが、発信が4回までとなります。

23日(月)に風さんの面会を頂きました。身元引受けの件を伺いました。松岡さんを申請いたしました。先生の意見も伺っています。……先日の面会で、心配せずに済むように手は打つてあるからね、と言つて頂いています。本人の私が変化を見せられなければ話になりません。何といっても、肝

心の私自身が確りしない事には皆様のご心配ご心労に応えることが出来ない訳ですから、更に心して慎重に努めることは重々自分に言い聞かせております。……略…

紙面尽きました。また次便で。

● 二月一三日(月)

明日、バレンタイン・デーは風さんの誕生日でしたね。

“古稀”的お祝い共々、心からお慶びを申し上げます。どうもおめでとうございます。次は77歳の“喜寿”ですね。絶対に健康で元気に迎えましょうね。頑張りましょう。私も一層踏ん張らないとね。

先月、風さんに面会頂いた後の1月25日(水)の午後からダウンしてしまい、入病(いまは休養と言います)しました。……略…3日に解休(退病)となり、午後に五工場に出役となり、元の居室へ帰室。ところが、同室者2人は、インフルエンザで休養となつて、その雑居に1人で入る状況となり、その晩から、いやもう寒いの何の。テレビを見るどころでなく、休日2日間も布団の中で、ほとんど過ごす有り様。

工場中がインフルエンザ騒ぎで、38人中の15人が休養でいなくなつてている状態。他工場も含め、大流行で当局もやつと腰を上げる気になつたか、全収容者に紙マスクの貸与が始まりました。(毎週、月と木に交換)

そんな中に帰った訳だから、流石、抵抗力が弱くなつてゐる私に抗する力はなかつたのでしょうか。6日(月)出役して計つた体温が37・5度を超したこと、その日午後から再び休養となり、診察でインフルエンザA型菌が出て、病棟は満杯状態のため、現在の第三棟2階8室(南側)に入室となつてます。安静度2度指定で、3度とならないと、入浴も運動も出役もできません。……ちなみに、5日間の投薬で治る者が多い様に伺つてます。

一方私は8日(水)夜から案じられた喘息が重くなり、発作が出る状況が続いています。インフルエンザ菌の殺菌が第一と、吸入器以外の投薬は受けられないでの、勢いその回数が多くなることで、もう口中は苦味で、食欲は落ちるは、でもう散々。発熱の方は昨日あたりから落ちついてきた様ですので、発作が治まつてみると解休の方向にゆくと思うので、あとひと息でしよう。頑張ります。

20日(月)の面会には、初めての松岡さんにも是非元気な顔でお会いしたいですしね。90%は面会許可となると思うのですが、直接にお顔を見るまでは、心にかかります。念ずるばかりです。

休養中は、全日、毎日朝食後から夕点検までは安静時間となるために、筆記、読書等一切が禁止となり、夕食後から本就寝の午後9時までの時間帯のみとなります。しかも、現状では、起きて書きものをする訳にはいかず、床の中で失礼して書かせていただいてます。“ごめん！”明日が発信日ですのです……

当所構内は、インフルエンザ菌で満ちています。20日は、松岡さん共々、マスクは絶対必携品ですかね。異々もお忘れなく。

交通権回復のための共同訴訟 控訴審 第1回口頭弁論 3月16日(木) 11時30分 名古屋高等裁判所 1004号法廷

「順変」義務付け請求訴訟 第5回口頭弁論 *3月23日(木) 11時15分 名古屋地方裁判所 1102号法廷 *延期の可能性あり



読者から

●面会記や編集後記がやっぱり、ちょっと楽しみかなー。泉水さんの子どもの頃の話とか、ふうさんちの日常話とか。

熊本・Y

●ふうさんがアドバイスしてくれた、悲観主義と楽観主義のちがい。「うん、私もこれから楽観主義で生きるぞ!」と決意しましたよ。

福岡・H

●川内原発から三〇キロの線が薩摩町を横切っています。内陸で寒さが強い。あとしばらくここでくらす。種まいたり何かして行くつもりだけど……今あるもので足りるくらいをと思うのですが……。

鹿児島・I

●足が悪くとも、体が悪くても、こちらの老人は軽トラが離せません。スーパーには同じような軽トラが並んでいて、時々老人がまちがえています。先日、母の七回忌をしたら、九〇歳と八七歳の老人が車で来たので、危ないよーと言いながら、二人とも二五キロ先の熊本市内まで帰っていました。私も危ないよと言われながら、運転しています。

大分・T

●「つうしん」勉強になります。知らない事がたくさんあります。泉水さんの事もだんだんわかってきました。熊本・R

千葉・A

●どうして安倍の支持率が五〇パーセントを超えているのか?このままでは死んでも死にきれません。

兵庫・T

●世の中になつていくし、体調も変な感じです。これまで何をしてきたのかなという思いと、多くの先輩方の大きさをあらためて感じています。

兵庫・M

●世の中もおかしいし、私もおかしくなつて。猫が半分になるまでがんばらないといけないけどなー。 三重・O

滋賀・Y

●混迷の時代を生きて死にたしと言うひと有りて生きよと鼓舞せり

京都・K

●由井神父さんのこと、お会いしたことはなく、通信上の御名前だけのつながりでしたが、今回、人としてのたたずまいというか、空気のようなものが伝わってきて…… 京都・K

大阪・I

●由井さんのこと、気持ちが伝わりました。私も宗教はわからんけど、時々、えらい人がいてますよね。

滋賀・Y

●由井神父さんのこと、お会いしたことはなく、通信上の御名前だけのつながりでしたが、今回、人としてのたたずまいというか、空気のようなものが伝わってきて…… 京都・K

大阪・I

●この句もいいなあ。(風)

編集後記

朝寝して寝返りうてば昼寝かな

●これフーテンの寅さんの句。なんだかわたしのことみたい。

なにしろ二八年前、がんで胃を全摘出したけん、ものを食うとすぐまぶたがおもうなつて眠くなる。●先月、定期検査で糖尿と云われた。このひと月、間食、甘いもん一切やめて、朝から玄米炊いて、味噌汁つくつて、青菜を茹でてゴマ煎つて、真面目に食事してる。それでも胃のものが入ると、たちまち眠むとなる。で、やっぱり猫といつしょに朝寝して、寝返りうてば昼寝かな、や。●寅さんは結核で、片肺なかつただな。晩年は、息するのもしんどおて、本番で呼ばれるまでじつと楽屋で横になつてたそな。でも最後まで寅さんを演じて。男はつらいなあ。女も。●寅さんの俳号は「風天」。風天こともなげに生きてるふう

●この句もいいなあ。(風)

泉水国賠つうしん 10号 (通巻14号)
発行日 二〇一七年三月二二日

発行人 水田ふう 愛知県犬山市鶴飼町六六六

ナカンパ先 郵便振替

泉水さんを支える仲間の会

00860-9-1 2784

泉水さんと初めて会って 松岡由香子

1月の面会予定が延期になって、2月20日、義務付け請求訴訟の日に面会に。

岐阜駅でレンタカーを予約して、ふうさんたちと落ち合うはずが、調べたはずのレンタカーのお店が見つからない。携帯も忘れて困りはて、ホテルに飛び込んでレンタカーのお店を聞くと、駅の裏側という。タクシーも通らず、40分近く遅れた。やれやれ。

車に乗ってからは順調で、刑務所に着くも、先客?が1人。これでは裁判に間に合わない……。

拘置所の面会は経験しているけど刑務所は初めて。何度も何度も挑戦して、とうとう叶った面会である。やっと泉水さんが来られた。

TV番組「驚きももの木20世紀」の録画で拝見したお顔より、がっしりしてお年よりは若い感じ。ただ肌の色に、お日様を十分浴びれない日常を感じた。

ふうさんが、はじめ15分くらい体調などを尋ねられ、風邪の経過や、3人部屋で、1人は戸を開けて空気を入れたく、喘息の泉水さんは閉めたいというやにくさのお話。

私も泉水さんもやや緊張して、柄受けの話に入る。出所してからの希望は、できるだけ生活保護に頼らずに、農作業の手伝いや、やれる仕事があったらしたい。対人関係は苦手でないから、人と関わるボランティア活動などしたい、とのこと。

生真面目で、できるだけ世話をならずに生きたいという昔かたぎの思いが伝わって来た。なんとか、義務付け訴訟で勝って、私たちの元に帰って来てほしい!と切なく思う。

まだ、いろいろお話をかたつたのだけど、裁判があるのが気になり、30分でこちらから腰を上げてしまい、泉水さんには申し訳ないことをした。

ちょっと飛ばして裁判にはなんとか間に合つたけど、心残りな面会だった。